



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第691号 令和6年4月9日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
179	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
180	同	同
181	同	同
182	同	同
183	同	同
184	保安林予定森林を告示する件	同
185	都市計画事業を認可した件	都市計画課

【和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示】

番号	表題	担当課名
1	瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域） におけるさわらを対象とした漁業を禁止する件	

【正誤】

番号	表題	担当課名
	令和5年12月8日付け徳島県報第653号 徳島県公安委員会告示第17号中訂正	公安委員会

徳島県告示第七十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年四月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字大鹿二二四の一・二二四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大鹿二二四の一・二二四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百八十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年四月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字大鹿二五三、二五五

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百八十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年四月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市山城町平野字ウストコ五三三の一、五三六の一、五三八、五七三の一、五七五の一、五七五の二、五八〇、五八一、五八三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百八十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年四月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市穴吹町古宮字平谷六八二の一、六八二の二、六八四、七〇四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平谷六八二の一・六八四・七〇四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百八十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年四月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町出羽字榎栗谷三の三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百八十四号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和六年四月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

海部郡海陽町相川字杉林七の二三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画道路事業三・四・三二号住吉万代園瀬橋線

徳島東部都市計画道路事業三・四・三〇号昭和町大道線

三 事業施行期間

令和六年四月九日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

徳島市南昭和町四丁目及び五丁目の各地内

2 使用の部分

なし

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和六年四月九日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会

会長 岡本 彰

一 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸埼から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

二 操業の制限

令和六年五月十五日から同年六月二十日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月九日から令和七年三月三十一日までとする。

正 誤

令和五年十二月八日付け徳島県報第六百五十三号徳島県公安委員会告示第十七号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
二	二十五	午後零時15分	午後零時30分
二	二十八	講習終了後に、いずれの講習会も	初心者講習会終了後に、